岩手県企業局管理規程第11号

企業局代決専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

岩手県企業局長 岩 渕 良 昭

企業局代決専決規程の一部を改正する規程

企業局代決専決規程(昭和49年岩手県企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

 改正前
 改正後

 (代決)
 (代決)

- 第2条の2 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の 表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決 裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第 2順位者が代決する。
 - (1) 本庁における代決

決裁権者	代決権者		
次 教惟有	第1順位者	第2順位者	
[略]			
室長	[略]	室長があらかじめ	
		指定する <u>吏員</u>	
[略]			
総括課長	[略]	総括課長があらか	
		じめ指定する <u>吏員</u>	
担当課長	室長又は総括課長		
	があらかじめ指定		
	する <u>吏員</u>		

(2) 事業所における代決

事業所	決裁権者	代決権者	
		第1順位者	第2順位者
次長を	[略]	[略]	所長があら
置く事			かじめ指定
業所			する <u>吏員</u>
その他	[略]	所長があら	
の事業		かじめ指定	
所		する <u>吏員</u>	

(経営総務室担当課長専決事項)

- 第7条 経営総務室の管理担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。
 - (1) [略]
 - (2) 臨時的任用職員(施設総合管理所及び県南施設管理 所に勤務する者を除く。)の任免に関すること。

(3)~(14) [略]

(15) 1件の予定又は見積りの価格 3,500 万円未満の物品 の購入(競争入札参加者の指名、入札及び随意契約に係

- 第2条の2 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の 表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決 裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第
 - (1) 本庁における代決

2順位者が代決する。

決裁権者	代決権者		
(大致)惟日	第1順位者	第2順位者	
[略]			
室長	[略]	室長があらかじめ	
		指定する <u>職員</u>	
[略]			
総括課長	[略]	総括課長があらか	
		じめ指定する <u>職員</u>	
担当課長	室長又は総括課長		
	があらかじめ指定		
	する <u>職員</u>		

(2) 事業所における代決

事業所	決裁権者	代決権者	
		第1順位者	第2順位者
次長を	[略]	[略]	所長があら
置く事			かじめ指定
業所			する <u>職員</u>
その他	[略]	所長があら	
の事業		かじめ指定	
所		する <u>職員</u>	

(経営総務室担当課長専決事項)

- 第7条 経営総務室の管理担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。
 - (1) [略]
 - (2) 臨時的任用職員(施設総合管理所<u>に勤務する期限付</u> <u>臨時職員以外の者</u>及び県南施設管理所に勤務する者を除 く。)の任免に関すること。

(3)~(14) [略]

(15) 1件の予定又は見積りの価格 3,500 万円未満の物品 の購入 (競争入札参加者の指名及び入札に関することを る見積書の徴収に関することを除く。)に関すること。

(16)~(20) [略]

2 [略]

(施設総合管理所及び県南施設管理所の長専決事項)

第9条 施設総合管理所及び県南施設管理所の長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) • (2) 「略]

(3) 配当された予算の範囲内で執行した設計額 5,000 万円未満の改良工事及び修繕工事の完成検査並びに業務委託の完了検査に関すること。

除く。)に関すること。

 $(16) \sim (20)$ [略]

2 [略]

(施設総合管理所及び県南施設管理所の長専決事項)

第9条 施設総合管理所及び県南施設管理所の長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) • (2) 「略]

(3) 配当された予算の範囲内で執行した設計額 5,000 万円未満 (設計変更の場合は、変更後の設計額 6,000 万円未満)の修繕工事及び改良工事の完成検査並びに業務委託の完了検査に関すること。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。